

第 8 章 環境の保全及び創造の見地からの意見と事業者見解

8. 1 方法書についての意見と事業者見解

8. 1. 1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 9 条第 1 項の規定に基づく、梅田 1 丁目 1 番地計画環境影響評価方法書に対する、住民からの市長または事業者への環境の保全及び創造の見地からの意見書の提出はなかった。

8. 1. 2 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定に基づく、梅田 1 丁目 1 番地計画環境影響評価方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
全般的事項	
<p>1 交通計画について</p> <p>計画地周辺は現在でも自動車交通量や歩行者の通行が多い地域であることから、工事中の歩行者動線の確保について十分検討を行い、その考え方を準備書に記載すること。</p>	<p>工事期間中の歩行者ルートへの影響としては、一部のルートについて通行が制限される、工事車両出入口前で工事車両と歩行者が交錯するなどの影響が想定されます。この点を踏まえ、工事中の歩行者ルートについて、安全性・利便性を確保するための方策及び基本的な考え方を準備書に記載しました。 (28 ページ)</p>
<p>2 駐車場計画について</p> <p>準備書において予測・評価する際には、駐車場の規模及び隔地駐車場の位置等を示すとともに公共交通機関の利用促進策の効果を考慮して、自動車発生交通量や走行ルート別の交通量を準備書に記載すること。</p>	<p>予測・評価においては、駐車場の規模及び隔地駐車場の位置等を設定した上で、走行ルート別の通行車両台数の設定を行いました。</p> <p>なお、公共交通機関の利用促進策については、JR 大阪駅方面・御堂筋線梅田駅・阪神梅田駅等を接続する東西地下道を拡幅整備するとともに、JR 大阪駅や阪急梅田駅とは既存の梅田新歩道橋と連続する歩行者通路を整備し、デッキレベルのネットワーク動線を強化する予定であり、このことにより、公共交通機関の利用を促進する計画です。ただし、その効果については、定量的に設定することが難しいため、安全側の設定として、車両台数の設定においては考慮しませんでした。 (20～23 ページ)</p>
景観	
<p>事業計画地周辺は京阪神都市圏の主要ターミナルであることから、様々な公共交通機関で訪れる人の動線を考慮し、近景において調査及び予測地点を追加すること。</p>	<p>事業計画地は、西日本最大のターミナルである大阪駅周辺地区の中心に位置し、大阪市内で最も公共交通の利便性の高い地区です。この点を踏まえ、公共交通機関を利用する人の動線を考慮し、近景域に景観調査地点を追加しました。追加した調査地点は、事業計画地北側の梅田新歩道橋上の中央付近であり、現地調査を行うとともに、フォトモンタージュを作成し、予測・評価を行いました。 (80、82 ページ)</p>

8. 2 準備書についての意見と事業者見解

8. 2. 1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 17 条第 1 項の規定に基づく、梅田 1 丁目 1 番地計画環境影響評価準備書に対する、住民からの市長または事業者への環境の保全及び創造の見地からの意見書の提出はなかった。

8. 2. 2 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 20 条第 1 項の規定に基づく、梅田 1 丁目 1 番地計画環境影響評価準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
大気質	
<p>事業計画地周辺は歩行者の通行が多い地域であり、工事期間が長期に及ぶことから、今後の工事計画の詳細検討において建設機械からの大気汚染物質排出量の低減を図ること。</p>	<p>事業計画地周辺は歩行者の通行が多い地域であり、工事期間が長期に及ぶことから、今後の工事計画の詳細検討においては、建設機械からの大気汚染物質排出量が低減できるよう、工法の選定等により、建設機械等の効率的な稼働に努める等の配慮を行います。</p> <p>また、工事の平準化に配慮し、同時稼働をできる限り回避するとともに、最新の排出ガス対策型建設機械を採用するよう努め、建設機械の空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行及び同時稼働のできる限りの回避等の適切な施工管理を行い、建設機械等からの排出ガスによる周辺環境への影響をできる限り軽減します。</p>
騒音	
<p>工事期間が長期に及ぶこと、事業計画地に近接する歩道橋は通行する歩行者が多いことから、事業者が計画している環境保全対策を確実に実施し、騒音の影響を可能な限り低減すること。</p>	<p>工事期間が長期に及ぶこと、事業計画地に近接する歩道橋は通行する歩行者が多いことから、工事の実施にあたっては、低騒音型の建設機械・工法の採用に努めるとともに、工事の平準化、同時稼働のできる限りの回避、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等の適切な施工管理を行うなど、事業者が計画している環境保全対策を確実に実施し、騒音の影響をできる限り軽減します。</p>